

第160回統計委員会（書面開催）議事結果

1 日付 令和3年2月22日（月）～3月12日（金）

2 審議参加者

【委員】

北村 行伸（委員長）、椿 広計（委員長代理）、伊藤 敦子、岩下 真理、川崎 茂、
神田 玲子、清原 慶子、佐藤 香、嶋崎 尚子、白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、
宮川 努

【臨時委員】

宇南山 卓、川口 大司、菅 幹雄、山澤 成康

【説明者】

総務省統計局統計調査部物価統計室

総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官室

総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室

総務省統計委員会担当室

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部生産流通統計課

国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室

3 議事

- (1) 諮問第 146 号の答申「船員労働統計調査の変更について」
- (2) 部会の審議状況について
- (3) 消費者物価指数(CPI)の 2020 年基準ウエイトについて
- (4) 令和3年度における統計リソースの確保状況について

4 議事の状況

「新型コロナウイルス感染症対策の総務省対処方針」（令和3年2月12日改正、新型コロナウイルス感染症総務省対策本部決定）において、「総務省主催の（略）有識者会議については（略）特定都道府県において実施するものについては、遠隔開催以外は開催しないものとする。」と定められたことに伴い、第160回統計委員会は書面開催として行われた。

(1) 諮問第 146 号の答申「船員労働統計調査の変更について」

資料1-1～資料1-3に基づき、書面による審議が行われ、全ての委員から賛同が得られたことから、案のとおり決定された（決定日：令和3年3月12日）。

委員から提出された意見と、それに対する回答等は、別紙1のとおり。

(2) 部会の審議状況について

- ・ 産業統計部会（作物統計調査の変更）の審議状況
資料2-1-1～資料2-1-3に基づき、書面による審議が行われた。
委員から提出された意見と、それに対する回答は、別紙2-1のとおり。
- ・ 国民経済計算体系的整備部会の審議状況
資料2-2に基づき、書面による審議が行われた。
委員から提出された意見と、それに対する回答は、別紙2-2のとおり。

(3) 消費者物価指数(CPI)の2020年基準ウエイトについて

資料3に基づき、書面による審議が行われた。
委員から提出された意見と、それに対する回答は、別紙3のとおり。

(4) 令和3年度における統計リソースの確保状況について

資料4に基づき、書面による審議が行われた。
委員から提出された意見と、それに対する回答は、別紙4のとおり。

第 160 回統計委員会 諮問第 146 号の答申「船員労働統計調査の変更について」に対する質問・意見及び回答

委員お名前	清原 慶子
-------	-------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	回答
統計委員会資料 1-1	P1-3	<p><意見>答申案において、これまでの審議に基づいて、「統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 10 条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「船員労働統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。」としていることに賛成します。</p> <p>加えて、答申案においては、基本計画に掲げられている「これらの課題については、令和 2 年度までに結論を得ることとされており、審議において確認を行った結果、現時点では、基本計画に掲げられた課題に対する十分な対応とはなっていない。このため、基本計画に掲げられた検討課題については、今回審議した結果、後記 3 のとおり引き続き検討を行う必要がある。」と詳細に「今後の課題」について 5 点を指摘していることは重要であり、いずれの項目についても、今後の適切な検討と迅速な対応を期待します。</p>	<p>【人口・社会統計部会長／事務局】</p> <p>■ 御賛同いただきありがとうございます。いただいた御意見につきましては、調査実施者である国土交通省に伝えさせていただきます。</p>

委員お名前	宮川 努
-------	------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	回答
資料1 -1		<p>諮問については了承している。ただ外航海運を取り巻く日本籍船や日本人船員の状況は大きく変わっている。本統計の位置づけを正確に理解するために、日本で利用している外航海運の荷物の全取扱量をベースとして、日本籍船のシェアや日本人船員の比率はどのように変化しているのかを教えてください。またこの統計は、毎月勤労統計の補助統計として作られたと考えられるが、統計自体は年次だと認識している。この点どのように国民経済計算に反映しているのか、もう少し詳しく教えてください。</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>■ 我が国商船隊の輸送量は別添1頁、我が国商船隊の日本籍船と外国籍船の構成は別添2頁、日本人船員数は別添3頁のとおりです。なお、外航船員数のうち、外国籍船舶に乗り組む日本人船員の比率は把握していません。</p> <p>外国籍船舶に乗り組む日本人船員の給与水準は、日本籍船舶に乗り組む日本人船員と差はないと考えられるため、現時点においても、一定の推計は可能であると考えますが、答申案の今後の課題で示されているとおり、今後行う母集団調査の企画にあたって、検討して参ります。</p> <p>【内閣府】</p> <p>■ 国民経済計算の雇用者報酬は、年次推計では、産業を詳細に分けて「毎月勤労統計」及び「労働力調査」を用いて推計しております。その際、「毎月勤労統計」の調査対象外である船員の雇用者数（船員数）及び一人当たり賃金については「船員労働統計」を利用して推計しております。</p> <p>他方、QEにおいては、基礎資料の制約から産業を詳細に分けることはしておらず、「一般産業」という形に統合して「毎月勤労統計」及び「労働力調査」を用いて延長推計を行っております。</p>

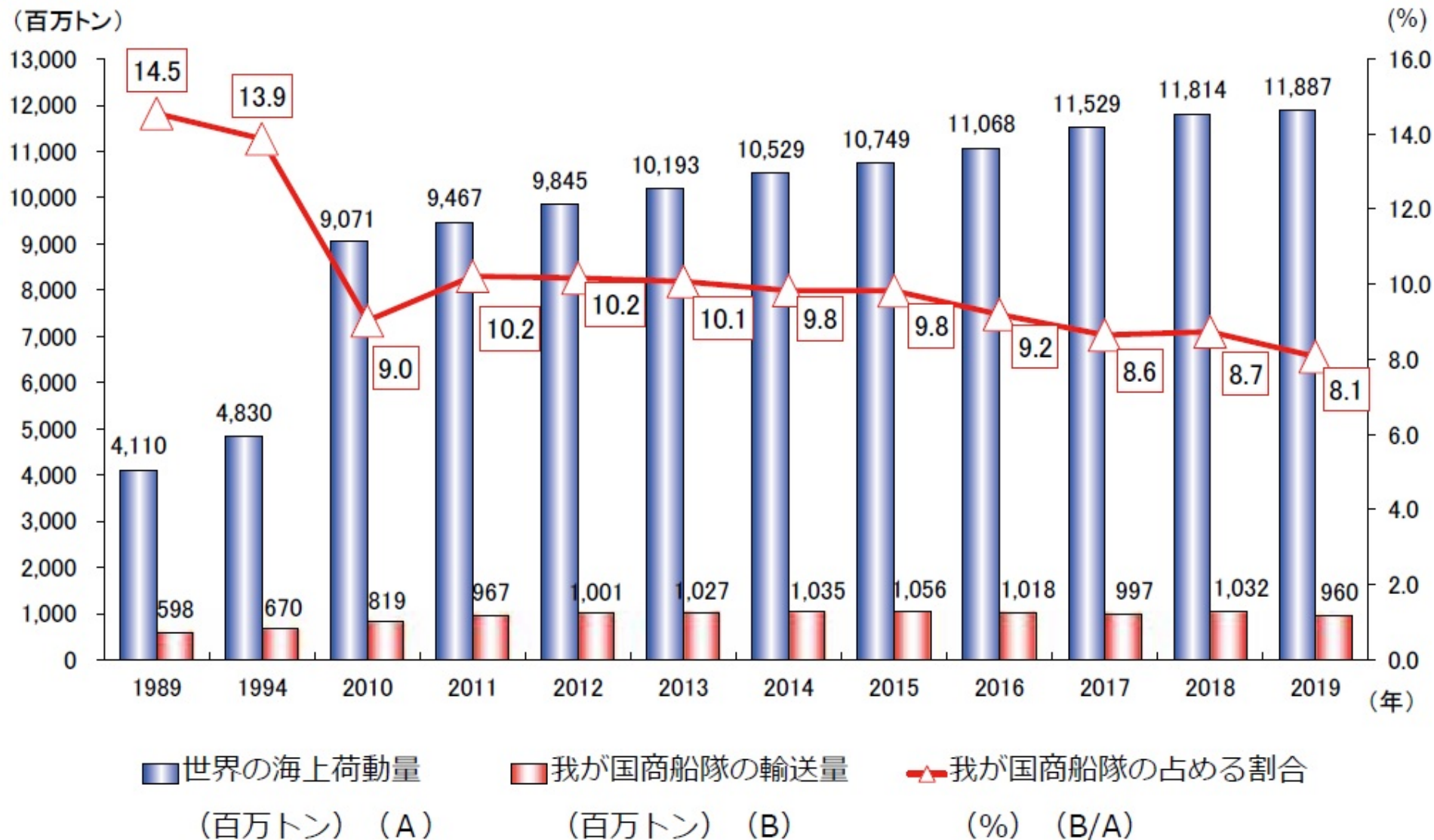
委員お名前	中村洋一
-------	------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	回答
1 - 2	8	「日本籍船乗務中の船員」の行の「同非居住者」と「同居住者」の列の交わるセルにもエントリーがある（あり得る）と思います。この場合、雇い主である日本企業からの非居住者への支払いは、船籍にかかわらず、海外への所得の支払いであり、外国企業から居住者への支払いは、所得の受け取りになり、いずれも GNI を構成することになると思います。BOP での取り扱いの確認をお願いします。	<p>【統計委員会担当室】</p> <p>■ 御指摘の箇所は、国土交通省からの法令の定めや実態として存在しないという指摘を踏まえてハイフンとしたものですが、国際収支統計では、日本船籍／外国船籍を問わず、「雇主・日本企業-被用者・非居住者」及び「雇主・外国企業-被用者・居住者」は全て調査対象となります（別添図表の4つのセル全てが調査対象）。</p>

委員名前	白塚重典
------	------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	回答
資料 1-1		船員労働統計調査については、よりの確なデータを収集するという観点から、今回の見直しは妥当であると考えます。ただ、経済統計としては、過去のデータとの比較可能性・連続性という点も重要である。報告者の負担やリソースの制約といった点を踏まえつつも、データを完全に断絶させないよう可能な範囲で最大限の配慮をして欲しいと考える。	<p>【国土交通省】</p> <p>■ 御賛同いただきありがとうございます。今後進める調査計画の見直しにあたっては、いただいた御意見も踏まえて取り組んで参ります。</p>

世界の荷動きに占める我が国商船隊の輸送量の割合の推移



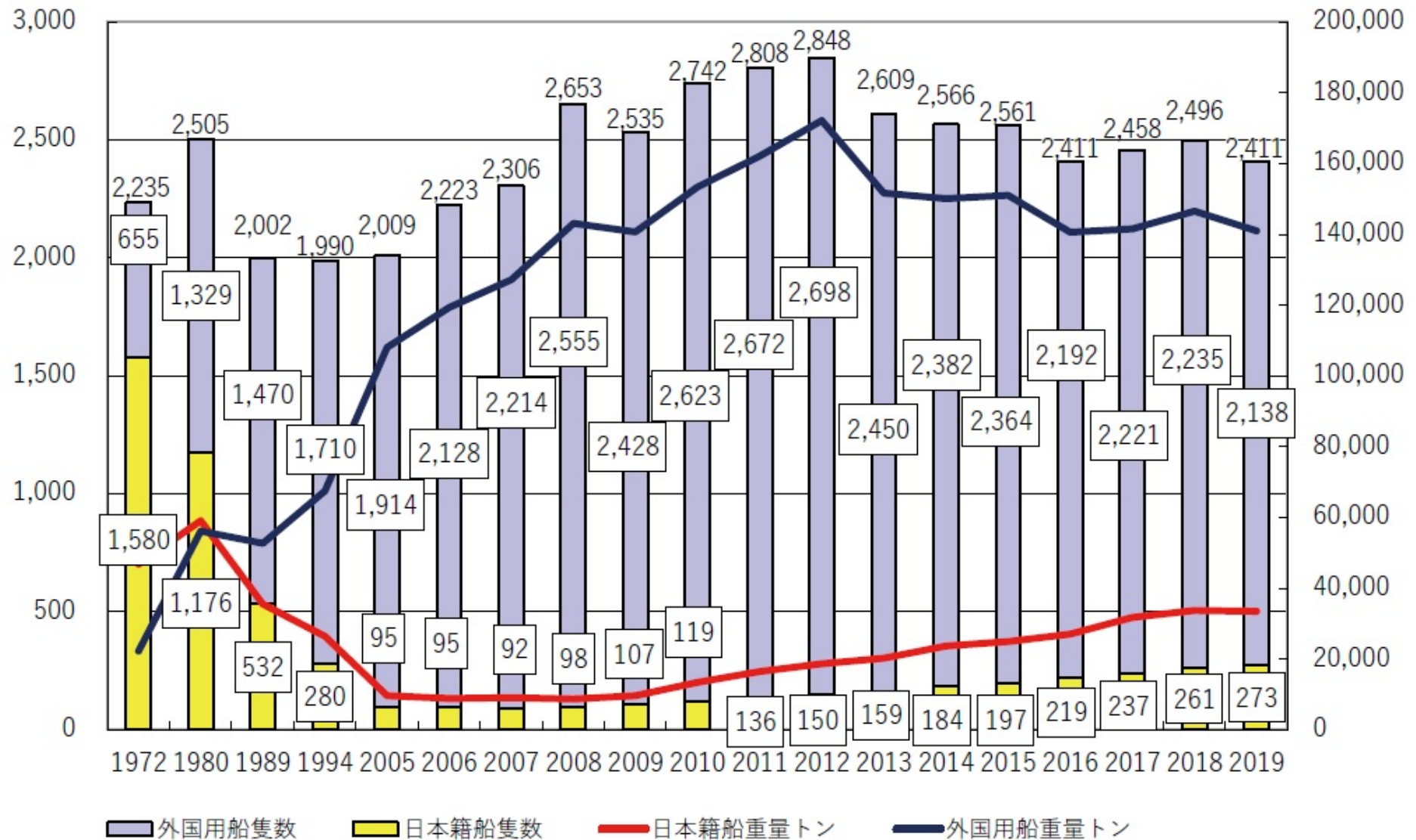
(出典)「数字で見る海事2020」(国土交通省海事局作成)

(注) 1. 世界の海上荷動量はClarksons「SHIPPING REVIEW DATABASE」より(2019年の値は推計値)。
2. 2019年の我が国商船隊の輸送量の値は暫定値である。

我が国商船隊の構成の変化

(隻数)

(千重量トン)



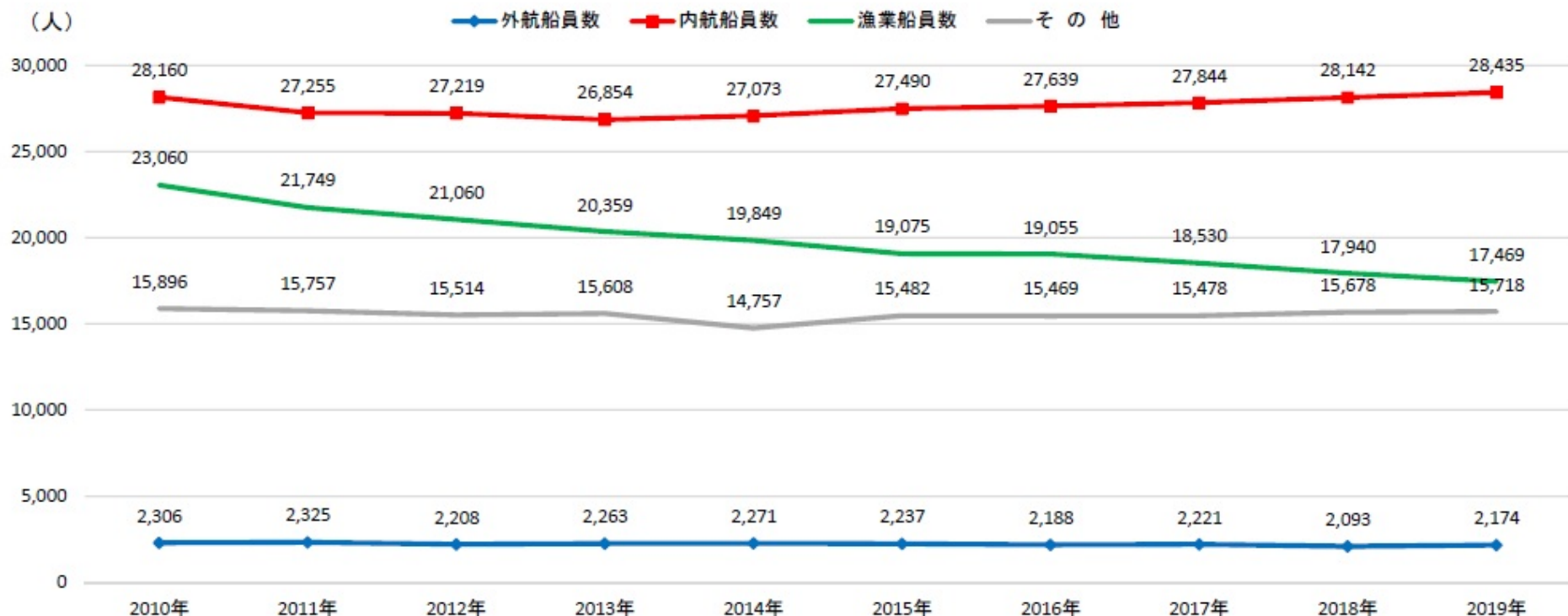
(出典)「数字で見る海事2020」(国土交通省海事局作成)

(注)2019年6月末日現在

我が国船員数の推移(過去10年)

(人)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
外航船員数	2,306	2,325	2,208	2,263	2,271	2,237	2,188	2,221	2,093	2,174
内航船員数	28,160	27,255	27,219	26,854	27,073	27,490	27,639	27,844	28,142	28,435
漁業船員数	23,060	21,749	21,060	20,359	19,849	19,075	19,055	18,530	17,940	17,469
その他	15,896	15,757	15,514	15,608	14,757	15,482	15,469	15,478	15,678	15,718
合計	69,422	67,086	66,001	65,084	63,950	64,284	64,351	64,073	63,853	63,796



□ 海事局調べによる。各年10月1日現在

□ 船員数は、乗組員数と予備船員数を合計したものであり、我が国の船舶所有者に雇用されている船員(外国人を除く。)である。

□ その他は、官公署船や港内作業船等の分野に属さない船員数である。

「第118回人口・社会統計部会資料：参考1 船員の現状等」より抜粋

第 160 回統計委員会 産業統計部会（作物統計調査の変更）の審議状況（報告）に対する質問・意見及び回答

委員名前	神田玲子
------	------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	回答
資料 2-1 -1	p 1	作物統計調査の被害調査と比較して、農林水産業被害報告の方がより迅速な行政ニーズに対応しているという点は賛同いたします。ただし、被害報告へ代替することに関しての判断をする前に何点か確認させていただきたいと思います。①結果データ（電磁媒体）については永年保管、また、②各県ごとのデータの公表など詳細なデータ公表、③データベースでの提供（PDF ではないという意味）、また、④総務省の E-stat での掲載、の 4 点です。	<p>■ 農林水産業被害報告における年毎の被害総額及び主な災害の被害総額については、昭和 39 年度分（1964 年度分）から掲載しており、半世紀超のデータが利用可能です。</p> <p>e-Stat には掲載しておりませんが、当省ホームページにおいて掲載しており、電子データ（エクセル）の提供については、利用者からの要望に応じて随時対応しております。</p> <p>なお、都道府県ごとの被害額などのバックデータについては、平成 26 年分（平成 27 年 7 月に被害額確定）よりデータが利用可能です。</p> <p>■ また、公表状況については、現状では、当省においては全国結果のみ公表しており、今後、当省において都道府県ごとのデータを公表することについても検討していきます。</p> <p>なお、被害調査をとりやめた後は、当省ホームページ内の被害調査のページから農林水産業被害報告のページにリンクできるよう対応する予定です。</p>
資料 2-1 -1	P1	質問事項の①については、1964 年からの総額のデータが掲載されているということですが、それ以前のものについては、保管されていないのでしょうか。もし、永年保管であることが明確に定められていないのであれば、本報告は、結果データについては永年保管をご検討願います。地球温暖化、気候変動による作物への被害状況は、後世の人々にとって重要なデータであると考えます。 ②の県別データの公表については、検討されているということですので検討をお待ちします。	<p>■ 農林水産業被害報告における年毎の被害総額及び主な災害の被害総額については、昭和 38 年（1963 年）以前のデータはありませんが、作物統計調査の被害調査の結果をご利用いただけます。（下記 URL 参照）</p> <p>各都道府県からの報告をまとめた農林水産業被害報告の集計結果（下記 URL 及び「農林水産業災害対策の概要」参照）については、今後においても蓄積、公表してまいります。</p> <p>■ また、都道府県別データの公表を検討していく際に、エクセルでの公表や e-Stat での掲載等、ユーザーの利便性に可能な限り配慮した公表</p>

	<p>ただし、検討の際には、③に書きましたように、エクセル等での公表についての検討をお願いします。</p> <p>④貴省のホームページは様々な情報が掲載されており、探すのに手間がかかります（探し方の問題だと思いますが、回答に示されたサイトに到達できていません）。統計データとしての性格を有することから、E-statでの掲載をお願いします。</p>	<p>方法についても併せて検討してまいります。</p> <p>○農林水産業被害報告における年毎の被害総額及び主な災害の被害総額（昭和39年～令和元年）のURL https://www.maff.go.jp/j/saigai/arc/attach/pdf/index-1-4.pdf</p> <p>○作物統計調査の被害調査（長期累年）のURL https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/higai/index.html#1</p> <p>○農林水産業被害報告の集計結果（災害に関する情報）のURL https://www.maff.go.jp/j/saigai/index.html</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第 160 回統計委員会 国民経済計算体系的整備部会の審議状況（報告）に対する質問・意見及び回答

委員名前	岩下真理
------	------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	回答
資料 2-2	110	<p>2015 年夏に統計専門委員として、小売物価統計（基準改定）の審議に参加した。家賃の経年劣化の研究は次回基準改定までに検討との回答に対して、今回の分析は大いなる前進ではある。しかしながら、あれから 5 年以上の歳月経過にもかかわらず、参考系列としての公表に至れないとの結論は、これだけ日進月歩が速い時代に対応が遅いという印象が拭えない。この先、検討にまた 5 年も要することにならないように、検討期限の明確化、短期化をお願いしたい。</p>	<p>【事務局】 御意見を踏まえ、部会で審議してまいります。</p> <p>【総務省】 分析について評価いただきありがとうございます。</p> <p>今回は、最新の住宅・土地統計調査の個票を用いて、回帰モデルを改良した上で、これまで算出していなかった経年変化調整後の家賃指数（前年比）の試算値を算出しました。これは 2013 年及び 2018 年の二時点間における推定値ですが、2019 年以降にも同じ影響度を加えることで、どなたでも経年変化調整後の家賃指数を算出することが可能となります。</p> <p>今回の分析結果については、こうしたユーザーによる各種の試算・分析に資するよう、家賃指数への影響のほか、詳細な分析手法や留意点も含めて参考資料としてまとめ、2020 年基準改定時においてホームページで公表したいと考えています。</p>

第 160 回統計委員会 消費者物価指数 (CPI) の 2020 年基準ウエイトについて に対する質問・意見及び回答

委員お名前	清原 慶子
-------	-------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	回答
統計委員会資料 3		<p><意見> 「消費者物価指数 (CPI) の 2020 年基準ウエイトについて」、今回は 2020 年の消費支出における感染症の影響を確認し複数のパターンでウエイトを試算することとしています。この間、統計委員会でのコロナ禍における影響を認識する問題意識の共有をはじめ、基準改定に対する意見公募 (2020 年 7～8 月) において、ウエイトの調整を支持する意見が寄せられるとともに、国際動向の把握や有識者・エコノミスト等の意見聴取をしてきました。さらに、それについて一般利用者への周知も実施してきました。前例のないコロナ禍にあって、どのように適切に基準ウエイトを定めていくかは難しいことであり、今後も丁寧に国際動向の把握や有識者・エコノミスト等の意見聴取を継続し、オープンに検討していくことが必要と考えます。</p>	<p>御意見いただきありがとうございます。</p> <p>御指摘のとおり、今後も国際動向の把握や有識者・エコノミスト等の意見聴取を継続し、オープンに検討を進めていきたいと考えています。</p>

委員お名前	宮川 努
-------	------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	回答
資料 3		<p>基準年の改訂方向については、異議はない。しかし 2011 年も東日本大震災があったが、このような議論はされなかったように思う。今回と 2011 年の違いをもう少し明確に説明してもらいたい。</p>	<p>御意見いただきありがとうございます。</p> <p>2011 年は基準年 (西暦末尾が 0 と 5 の年) に当たらず、今回のように基準年のウエイトを作成する際には問題となりませんでした。また、毎年作成している連鎖基準ウエイトについても、2010 年から 2011 年にかけて急激なウエイト変動はありませんでしたが、今回お示しした試算では 2019 年から 2020 年にかけて、多岐にわたる品目において大きく変動しており、この点も状況が大きく異なると考えています。</p>

委員名前	川崎 茂
------	------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	回答
資料 3	全般	2020年基準の消費者物価指数のウェイトについては、2019年・2020年の平均のデータを用いる方法が、2020年の特異性を緩和することができること、考え方が分かりやすいこと、複数年データを用いる上で期間が過大でないこと、などの理由から、最も妥当であると考えます。なお、今後数年のうちに消費パターンが大きく変化していないかチェックし、ウェイトの妥当性を検討していただきたいと思います。	御意見いただきありがとうございます。 御指摘のとおり、今後とも消費パターンの変化を注視し、ウェイトの妥当性を分析してまいります。

委員お名前	中村洋一
-------	------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	回答
3	7	2020年の消費パターンの変化は、ある程度は恒久化すると考えると、2019年と2020年の平均を基準ウェイトとする案に賛成します。一方、JSNAで2年の平均を基準年とすることはあり得ないと思います。JSNAではFISIMの実質化にCPI総合を使用していますが、総合物価水準として便宜的に使っているもので、このために2020年単年基準の指数を作る必要はないと思います。FISIMの実質化には連鎖のCPI総合を使うことも考えられ、また他の使用目的もあることですから、この際、連鎖指数を「格上げ」することも検討してはどうでしょうか。	御意見いただきありがとうございます。 連鎖指数を本系列にすることについては、他の有識者等からも提案いただいております。今後検討していきたいと考えています。

委員名前	白塚重典
------	------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	回答
資料 3		<p>CPI の 2020 年基準ウエイトについては、新型コロナウイルスの影響をどう考えるかは重要な論点である。検討に当たって、3 種類のパターンを比較検討することで、それぞれのメリット・デメリットが明確になったと思われる。試算結果を踏まえると、提唱されている 2019 年、2020 年の平均を使うことは、比較的シンプルではあるが、2020 年の大きなショックを均すという点で有効であると判断される。特に、全国ウエイトだけでなく、地域別や所得階層別などの複数の指数を計算する必要があることを考えると、計算方法はできるだけシンプルなものとするのが望ましいと考えられる。</p> <p>ただし、新型コロナウイルスが経済活動に対して今度どのような影響を及ぼすかは不確実性が高い。このため、引き続き消費活動への影響をフォローし、ウエイトの妥当性について検証していく必要がある。その過程では、たとえば、中間年見直しについて、従来の限定的な調査品目の見直しといった程度にとどめず、ウエイト全体を見直す必要があるか、あるいは実施時期を前倒しするか、といった点も含めて、検討していく必要があると考える。</p> <p>また、基準時のウエイトとして 2019 年、2020 年の平均を使う場合、連鎖指数で用いるウエイトをどう計算するか（2021 年以降は単年のウエイトでよいか）は、もう少し検討を要するようと思われる。特に、2021 年についても新型コロナウイルスの影響が継続する場合には、2019 年、2020 年の平均とした基準時に対して、2021 年単年のウエイトで連鎖指数を計算することが妥当か現時点で判断することは難しいようと思われる。</p> <p>今回の新型コロナウイルスの経験を踏まえると、やや長期的な視点から、品目をどう定義するかという点について、検討していく必要性が高いと考えられる。特に、今回の新型コロナウイルスの影響を強く受けている食料に含まれる財・サービスについては、細分化の度合いが他の品目と比べても高い。</p>	<p>御意見いただきありがとうございます。</p> <p>御指摘も踏まえて、今後ともウエイトの妥当性を分析し、中間年見直しや連鎖指数のウエイトについても、柔軟に対応を検討してまいります。</p> <p>また、品目の定義についても、小売物価統計調査にかかる諮問第 142 号の答申（令和 2 年 9 月 9 日 統計委第 14 号）においても今後の課題とされたところであり、引き続き検討してまいります。</p>

		この点、品目をもう少し広く定義し、価格調査方法を見直すことで、今回のような大きなショックに対する対応も柔軟に行えるようになるのではないかと。	
資料 3		<p>CPI2020年基準ウェイトについては、基準改定に向けての準備だけでなく、その後のフォローアップが重要であることを強調しておきたい。また、指摘した中間年見直しに向けての準備作業等も、可能な限り前倒しで情報を共有してもらい、より建設的な対応ができるようにして欲しい。</p> <p>その上で、2020年を基準とする統計は、CPIの基準改定がもっとも早く行われるが、引き続き様々な統計の改定作業が行われることになる。そうした作業においては、CPIの経験を共有するとともに、可能な限り前だしで作業を進め、情報共有を図ることで、政府全体として、この問題への対応をより効率的・効果的に進められるように運営して欲しい。</p>	<p>【総務省統計局】 御意見いただきありがとうございます。 御意見を踏まえて、基準改定後のフォローアップや情報提供に努めてまいります。</p> <p>【事務局】 ご指摘いただきましたとおり、CPIの事例の情報共有を図ってまいります。</p>

委員名前	神田玲子
------	------

配布資料 番号	ページ	委員の御質問・御意見	回答
資料 3	P7	ウェイトに関して、丁寧に検討しておられると思います。方針については、賛同いたします。ただし、今後の状況によっては、再検討する必要も生じる可能性があることから、時期の改定を待たずに中間的な検討を行っていただきたいと思います。	御意見いただきありがとうございます。 御指摘のとおり、今後ともウェイトの妥当性を分析し、中間年見直しについても柔軟に対応を検討してまいります。

委員お名前	佐藤 香
-------	------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	回答
資料 3		物価トレンドを推定するためのウェイトの重要性はいうまでもなく、2020年のような特殊な年について多方面から検討していただいていることがよくわかりました。感染症の影響を緩和したウェイトを作成するとともに、その一方では、影響の大きさを統計データとして残していくことも重要ですので、その意味で、基準改定後に想定されている取り組みは大きな意義をもつと思いました。	御意見いただきありがとうございます。 基準改定後も、ウェイトの妥当性を分析し、必要な対応を講じてまいります。

第 160 回統計委員会 令和 3 年度における統計リソースの確保状況について に対する質問・意見及び回答

委員お名前	清原 慶子
-------	-------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	回答
統計委員会資料 4		<p><質問>令和 3 年度には内閣府・総務省はじめ関連府省庁の連携が不可欠な「デジタル庁」の創設が予定されています。私は、デジタル庁の取組みに関しては、ビッグデータをはじめとして、国民の信頼を得る方向での取組を進めるとともに、庁の使命を果たすための各府省との連携が不可欠であると考えます。そのためには統計リソースの確保も不可欠と考えています。もちろん、本資料「令和 3 年度における統計リソースの確保状況」には、創設前のデジタル庁における統計リソースの確保状況については示されていませんが、たとえば、総務省政策統括官室におかれては、これまでの間、デジタル庁における統計やデータの取り扱いに関する協議等があったのではないかと推測されます。そこで、デジタル庁創設に関連して、統計やデータの取り扱い及び統計リソースの視点から、政策統括官室、統計局等が関連するこれまでの協議等の経過と今後の連携の方向性についてお示しください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公的統計については、統計法により、調査対象の秘密の保護、調査票情報等の適正な管理、目的外使用の禁止など、行政機関が保有する他の情報にはない様々な規律が課されており、このことによって、調査に安心してご回答いただき、統計の正確性、統計に対する国民の信頼確保が図られているところです。 ○ 社会のデジタル化に伴い、データの重要性は益々高まっていくものと考えられるところ、統計については、上記のような法的枠組の下、正確で信頼できる統計を作成することを旨としつつ、民間のビッグデータ等を統計の作成に活用するなど、新たな取組を進めていくことも重要であると考えています。 ○ こうした考えの下、総務省政策統括官（統計基準担当）室では、各府省、地方公共団体、民間企業等におけるデータ等の相互利活用を推進するため、平成 30 年度から「ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議」を開催しており、その中で取り上げられた公的統計へのビッグデータの活用事例（活用におけるメリットや課題・解決方法）等は、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室（以下「IT 室」という。）とも共有しております。 IT 室からも、「データ戦略タスクフォース第一次とりまとめ」（令和 2 年 12 月 21 日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）の中で、データ整備の取組として今後推進されるベース・レジストリ等について情報共有いただいているところです。 また、昨年 12 月には、オープンデータに係る機械判読性の強化を

			<p>図る旨を、両室の連名で各府省に対して通知したところであり、データ整備に関する連携を図ってきております。</p> <p>○ 今後、デジタル庁が設置され、データの整備や利活用がより一層推進される中で、正確で信頼できる公的統計の役割・重要性は更に高まるものと考えており、引き続き連携しながら進めていきたいと考えております。</p>
--	--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

委員お名前	宮川 努
-------	------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	回答
資料4		<p>清原委員が述べられたように、9月からデジタル庁が発足する。統計データというのはDX化と不可分の関係にあるが、今後デジタル庁との関係をどのように整理しているのか？また今後の各省における統計のデジタル化要望については、デジタル庁が関与していくことになるのか。この点について現時点での考え方を教えてもらいたい。</p>	<p>公的統計については、統計法により、調査対象の秘密の保護、調査票情報等の適正な管理、目的外使用の禁止など、行政機関が保有する他の情報にはない様々な規律が課されており、このことによって、調査に安心してご回答いただき、統計の正確性、統計に対する国民の信頼確保が図られているところです。</p> <p>社会のデジタル化に伴い、データの重要性は益々高まってくると考えられるところ、統計については、上記のような法的枠組の下、正確で信頼できる統計を作成することを旨としつつ、民間のビッグデータ等を統計の作成に活用するなど、新たな取組を進めていくことも重要であると考えています。</p> <p>こうした考えの下、総務省政策統括官（統計基準担当）室では、デジタル庁の設置準備を進めている内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室（以下「IT室」という。）と、これまでも以下のような取組の中で、相互に情報共有等の連携を図ってきたところです。</p> <p>○ 各府省、地方公共団体、民間企業等におけるデータ等の相互利活用を推進するため、平成30年度から総務省が開催している「ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議」の中で取り上</p>

			<p>げられた公的統計へのビッグデータの活用事例（活用におけるメリットや課題・解決方法）等の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ IT 室が事務局を務める「データ戦略タスクフォース第一次とりまとめ」（令和2年12月21日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）の中で、データ整備の取組として今後推進されるベース・レジストリ等に関する情報共有 ○ 昨年12月、オープンデータに係る機械判読性の強化を図る旨、両室の連名で各府省に対して通知 <p>今後、デジタル庁が設置され、データの整備や利活用がより一層推進される中で、正確で信頼できる公的統計の役割・重要性は更に高まるものと考えており、統計のデジタル化も含めて、引き続き連携しながら進めていきたいと考えております。</p>
--	--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

委員名前	川崎 茂
------	------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	回答
資料4	P.3	<p>この表からは令和3年度の増員数を読み取ることができ、各府省の増員の努力が理解できます。しかし、統計組織の整備の実態を理解するためには、フローベースで見るだけでなく、ストックベースでも見る必要があります。そのような観点で考えると、例えば、厚生労働省では長年にわたり統計部門の人員削減が行われた背景がある中では、現在の増員数はかなり控えめであるとの印象を持ちました。同省では、コロナ対策など喫緊の課題もあるために、その関係部門へのリソース配分が優先される傾向が生じやすいと想像しますが、統計部門の人的体制の充実については、現状に満足することなく引き続き努力していただきたいと思っております。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございました。</p> <p>総務省政策統括官（統計基準担当）としましても、引き続き、各府省における統計リソースの確保に尽力してまいりたいと考えております。</p>

委員お名前	伊藤 敦子
-------	-------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	回答
4	4	<p>統計リソースにおける重点的な配分をすべき取り組みとして、「行政記録情報の一層の活用推進」が盛り込まれている。来年度においても、統計調査における報告者負担の軽減等の観点から、引き続きこの取り組みを促進していただきたい。</p> <p>また、来年度は、デジタル庁の創設に伴い、社会全体でデータの共有・利活用の機運が高まっていくとみられる。公的統計の改善に向けても、個人情報や企業情報の保護に一層の配慮をしていく必要があるものの、こうした政府の動きと軌を一にし、省庁横断的な取り組みを推進していくべき。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございました。</p> <p>公的統計については、統計法により、調査対象の秘密の保護、調査票情報等の適正な管理、目的外使用の禁止など、行政機関が保有する他の情報にはない様々な規律が課されており、このことによって、調査に安心してご回答いただき、統計の正確性、統計に対する国民の信頼確保が図られているところです。</p> <p>社会のデジタル化に伴い、データの重要性は益々高まっていくものと考えられるところ、統計については、上記のような法的枠組の下、正確で信頼できる統計を作成することを旨としつつ、民間のビッグデータ等を統計の作成に活用するなど、新たな取組を進めていくことも重要であると考えています。</p> <p>こうした考えの下、総務省政策統括官（統計基準担当）としましても、引き続き、行政記録情報等の活用など、公的統計における報告者負担の軽減に取り組んで参りたいと考えております。</p> <p>また、デジタル庁をはじめ、関係府省とも、引き続き連携・協力しながら、データの整備や利活用等をより一層推進してまいりたいと考えております。</p>

委員名前	神田玲子
------	------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	回答
資料 4		<p>今回、予算・定員についての建議にかかる各省別の横断的な資料を提示されたことは、理解の促進、建設的な議論につながるものと考えています。建議では、統計リソースを重点的に配分するための事項を掲げられていますが、資料を拝見する限り、全く予算を確保していない省もあり、また、確保している省も予算規模に各省間で大きな差が生じています。また、定員の確保についても、人員の配分に大きな違いがあることは明らかです。分散的な統計制度の下で政府統計全体の品質向上を図るためには、統計リソースの、計画的・体系的な重点配分について省横断的に意見交換を行い、より効果的な実施につなげていくことが肝要だと思います。政策統括官（統計基準担当）として、統計リソースをより有効に活用するために、予算要求の際に各省横断的に意思疎通を図り、政府全体として統計改善に向けた戦略を検討すべきではないでしょうか。また、実施段階においても、一部の省の取り組みに終わらせるのではなく、省を超えてベストプラクティスのヨコ展開を図ることで政府全体の改善に早期に資するための方法を検討すべきではないでしょうか。</p> <p>来年度以降、予算要求・定員要求の段階で、政府としての総合的な戦略を打ち立て、より効果的な統計行政に資するための対応を取るべきであり、また、実施段階においても効果的な仕組みが必要と考えます。そのための方策について、政策統括官室としてのお考えを教えてくださいたいと思います。</p>	<p>予算や機構・定員要求につきましては、それぞれの府省において来年度に対応しなければならない課題を見据えた上で、限られた要求枠の中で、知恵を絞って必要な要求をしていただいています。中には、予算額が小さい府省もありますが、例えば、要求したが認められなかったものも考えられるほか、既存の体制で課題に対応することができると考え、新たに予算や人員を要求していない場合も多々あるかと考えています。いずれにせよ、各府省において、次年度の諸課題への対応に支障なきよう、必要な予算の確保に努めているところです。</p> <p>令和4年度以降の各種要求に際しましても、各府省にヒアリングを実施するなど意思疎通を図りながら、今後どのような課題に重点的に対応していくべきか、また、横展開を図ることができる取組などについて、検討してまいりたいと思います。</p>
資料 4		<p>各省の事情は承知しました。とりまとめの役目を担う政策統括官（統計基準担当）の対応について、「令和4年度以降の各種要求に際しましても、各府省にヒアリングを実施するなど意思疎通を図りながら、今後どのような課題に重点的に対応していくべきか、また、横展開を図ることができる取組などについて、検討してまいりたいと思います。」との回答がありましたので、その</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p> <p>いただいた御意見を踏まえて、検討してまいりたいと思います。</p>

	<p>方向で是非、検討を進めていただきたい。</p> <p>令和4年度の予算要求段階では、各府省を総括する横断的な方針について検討を行い、統計委員会にて報告をお願いします。なかでも、重要な統計を実施しながら、省内の予算や人員の事情で統計リソースの制約が厳しく、統計改善に支障をきたす恐れはないか、そうした事態に対して、どう対処をだしていくべきか、是非、具体的な提案をお示し願います。</p> <p>さらに、実行段階については、統括官室としてヒアリングされるということですが、令和3年度の実施内容を確認し、実際に成果を上げた事例については、ヨコ展開を図っていただきたいと思います。その検討結果を統計委員会で報告願いたいと考えています。</p> <p>建議に関連する一連の対応については、統計幹事に建議の趣旨を十分理解いただくとともに、統計委員会としても、各府省の状況を十分に理解したうえで建議を発する必要があると考えます。そのための方策について、政策統括官（統計基準担当）として検討いただきたい、と思います。</p>	
<p>資料 4</p>	<p>厚生労働省のホームページ「データからわかるー新型コロナウイルス感染症情報」は、感染状況のビジュアル化、エクセル形式でのデータ提供がされており、改善したと感じています。しかし、さらなるサイトの充実を図り、国民に感染状況に関する情報が十分に開示、提供されることが望ましいと考えています。具体的には、今後の行動や、職員の勤務シフト、営業の再開などの判断を迫られている人々が必要とするであろう情報の提供をお願いしたい。以下、ニーズが高いと思われるデータは以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院治療等を要する者等推移・・・重症患者数、入院中患者数、入院調整中の感染者、宿泊療養中の感染者、自宅療養中の感染者の区分ごとに（現在は合計数でのみ提示）、県別、男女別、年代別での時系列の提供。特に、重病者患者数については、死亡者数と回復者数、新規重病者数別での提示。 ・新規陽性者数の推移・・・男女別、年齢別の区分を時系列での提示。また、PCR検査数、PCR検査のキャパシティに関するデータの追加 ・性別・年代別新規陽性者数・・・時系列での提供。 	<p>貴重な御意見ありがとうございました。</p> <p>いただいた御意見は、厚生労働省に共有させていただきます。</p>

	<p>・陽性者数(累積)・・・男女別、年齢別の提供。</p> <p>そのほか</p> <p>・感染の発症から完治までの日数。感染者の属性（学生、会社員、個人自営業主、無職など）、感染者の職業（医師、介護関係、運輸、飲食・宿泊など）も必要と考えます（尼崎市では類似のデータを提供しています）。さらに、現在、県単位となっていますが、市町村、あるいは保健所ごとのデータを国で一括して時系列で提示することが望ましいと考えます。また、今後は、市町村ごとのワクチン接種した人の人数も必要になると考えます。</p>	
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

委員お名前	佐藤 香
-------	------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	回答
資料 4	2-3	<p>点検・検証部会で各府省庁の公的統計にどのような問題があったかを整理した表があったように記憶しております。それら各統計の課題と、各府省庁の(1)①～④、(2)①～③がどのように対応しているのかについて別表を作成していただくと、課題解決のために予算・人員が確保されているのかどうかを確認しやすいのではないかと感じました。</p>	<p>貴重な御意見、ありがとうございます。</p> <p>資料4でお示した、重点事項（1）①～④、（2）①～③の府省別のデータは、統計実務全般の様々な取組に係る予算や人員の状況を整理したものとなっており、点検・検証部会で特段指摘のなかった統計調査に係るものも計上されています。</p> <p>この中から、点検・検証部会で指摘を受けた事項に係るものを切り出すことができるかどうか検討してみましたが、点検・検証部会で指摘を受けて講じた調査計画の変更や、未集計事項の集計・公表といった改善措置の多くは必ずしも追加的な予算や人員を必要としないものが多いと考えられること、仮に何らかの予算や人員措置を講じていたとしても、他の要求理由と合わせて措置していることが多いと考えられるため、点検・検証部会関連の部分の予算・人員のみを各省に切り出してもらうのは実際上容易ではないと考えられること等から、現状、御指摘のような形で整理することはなかなか難しい状況にございますが、今後も、御指摘を踏まえ、わかりやすい整理の方法を検討して参りたいと考えております。</p>